

苫小牧市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得で特に生計困難である者及び生活保護受給者に対し介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人に対する助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象法人)

第2条 この要綱による助成は、次条の規定による利用者負担額の軽減を行う旨を社会福祉法人による利用者負担軽減申出書(様式第1号)に関係書類を添えて当該社会福祉法人を所轄する知事及び市長に申し出た社会福祉法人に対して行うものとする。

(軽減措置の内容等)

第3条 前条に規定する社会福祉法人(以下「対象法人」という。)は、軽減対象者(第6条の規定により社会福祉法人利用者負担額軽減確認証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に、別表中欄に掲げる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)を提供した場合には、当該軽減対象者に係る利用者負担額の軽減(以下「軽減措置」という。)を行うものとする。

2 前項の軽減措置は、対象サービスのうち別表右欄に定める費用に係る利用者負担額等の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)に相当する額を軽減して行うものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

3 軽減対象者は、高額介護(介護予防)サービス費並びに高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給を受ける場合には、軽減措置を行った後の利用者負担額について申請するものとする。

(対象者)

第4条 軽減措置を受けることができる者は、要介護認定又は要支援認定を受けた本市の介護保険の被保険者(旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は除く。)のうち、その者の属する世帯の世帯主及び世帯員の当該年度(4月から7月に次条の規定による申請があった場合は、その前年度)における市町村民税が非課税の者で、次の各号の要件をすべて満たすもののうち、収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 高額介護(介護予防)サービス費並びに高額医療合算介護(介護予防)サービス費との適用関係につ

いては、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護（介護予防）サービス費並びに高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を行う。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額は、本要綱を適用しない。また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「補足給付」という。）との適用関係においては、補足給付の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度を適用する。

（軽減措置の申請）

第5条 軽減措置を受けようとする者は、あらかじめ社会福祉法人利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（軽減措置の対象者の確認等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、その結果を社会福祉法人利用者負担額軽減対象決定通知書（様式第3号）により当該申請した者に通知するとともに、第4条の規定に該当した者に対し、社会福祉法人利用者負担額軽減確認証（様式第4号、生活保護受給者は様式第4号の1、以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の有効期限は、前条の申請のあった日の属する月の初日から申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日（同条の申請が4月1日から7月31日までの間にあったときは、当該申請があった年度の7月31日）までとする。

（確認証の再交付）

第7条 軽減対象者は、確認証を汚損し、又は紛失したときは、市長に確認証の再交付申請をすることができる。

（対象サービスの利用）

第8条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合には、あらかじめ当該対象サービスを提供する対象法人に確認証を提示するものとする。

2 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う対象法人に対し、確認証に記載されたところにより軽減措置を行った後の利用者負担額を支払うものとする。

3 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

（届出）

第9条 軽減対象者は、次のいずれかに該当したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所等確認証に記載されている事項に変更があったとき。
- (2) 世帯員に変更があったとき。
- (3) 指定介護老人福祉施設に入所し、又は退所したとき。

(確認証の返還)

第10条 軽減対象者が、第4条第1項の規定に該当しなくなったときは、当該確認証を速やかに返還しなければならない。

(不正利得の返還)

第11条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく軽減措置を受けた者があるときは、市長は、対象法人と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減措置を受けた者から当該対象法人に返還するよう求めることができる。

(助成額)

第12条 対象法人に対する助成は、対象法人が軽減措置を行った利用者に係る当該軽減措置を行う前の利用者負担額（以下「軽減措置前利用者負担額」という。）の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）に相当する額の総額から当該軽減措置前利用者負担額の総額に1パーセントを乗じて得た額を控除した額を基準として、その2分の1以下の範囲内で行うものとする。

2 指定介護福祉施設サービスの提供を行う対象法人については、軽減措置を行った総額のうち、当該軽減措置前利用者負担額の総額に10パーセントを乗じて得た額を超える部分について、その全額を助成するものとする。

(助成金の交付申請)

第13条 助成金の交付を受けようとする対象法人は、別表に掲げる介護保険サービスの提供した事業所ごとに社会福祉法人助成金交付申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、当該対象法人の所轄庁を経由して、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査の上その交付の可否を決定し、社会福祉法人助成金交付決定通知書（様式第6号）により同条の申請をした対象法人に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第15条 助成金の交付を受けた対象法人が、虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 税制改正に伴う特例措置

平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間における軽減措置の実施については、第 3 条第 2 項中「4 分の 1 (老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)」とあるのは「8 分の 1」と、第 4 条第 1 項中「市町村住民税が非課税の者」とあるのは「介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成 18 年政令第 154 号) 附則第 8 条第 3 項に規定する特定被保険者 (同条第 1 項及び第 2 項に該当する者を除く。)」と、同条同項第 1 号中「150 万円」とあるのは「190 万円」と読み替えて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から実施し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 介護報酬改定に伴う特例措置

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における軽減措置の実施については、第 3 条第 2 項中「4 分の 1」とあるのは「28%」と、「2 分の 1」とあるのは「53%」と読み替えて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

2 制度改正に伴う特例措置

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までの間における軽減措置の実施については、第 4 条第 1 項中「4 月から 6 月」とあるのは「4 月から 7 月」と、第 6 条第 2 項中「6 月 30 日」とあるのは「7 月 31 日」と読み替えて行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から実施する。

2 制度改正に伴う特例措置

平成 27 年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、12 条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法はこの要綱のとおりとする。

別表（第3条及び第4条関係）

(1)	訪問介護（介護予防を含み区分支給限度基準額を超えないものに限る。）	利用者負担額
(2)	通所介護（介護予防を含み区分支給限度基準額を超えないものに限る。）	利用者負担額、食費
(3)	短期入所生活介護（介護予防を含み区分支給限度基準額を超えないものに限る。）	利用者負担額、食費、滞在費（食費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。） 生活保護受給者は、個室の滞在費
(4)	指定介護福祉施設サービス	利用者負担額、食費、居住費（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額。食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。） 生活保護受給者は、個室の居住費
(5)	認知症対応型通所介護（介護予防を含み区分支給限度基準額を超えないものに限る。）	利用者負担額、食費
(6)	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含み区分支給限度基準額を超えないものに限る。）	利用者負担額、食費、宿泊費
(7)	夜間対応型訪問介護	利用者負担額
(8)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額、食費、居住費（食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。） 生活保護受給者は、個室の居住費
(9)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額
(10)	看護小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費、宿泊費
(11)	第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	利用者負担額

(12)	第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	利用者負担額、食費
------	--	-----------